

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会
第3回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ

○日時：令和4年11月22日（火）16:00～18:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授

大竹 智 立正大学 教授

敷村 一元 全国児童館連絡協議会会長

愛媛県児童館連絡協議会会長（えひめこどもの城 園長）

所 貞之 城西国際大学福祉総合学部 教授

水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

事務局

里平子育て支援課長

佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐

阿南児童健全育成専門官

○議題

（1）とりまとめ（案）について

（2）その他

○配付資料

資料 1 とりまとめ（案）

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 児童館設置運営要綱（次官通知、局長通知）と児童館ガイドラインについて

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、委員全員出席となっております。

また、本日は、ウェブ会議での開催となっておりますが、こちらにつきましても御協力ありがとうございます。

各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いいたします。指名の後、ミュートを解除し、お名前を名乗っていただいた上で御発言ください。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の会議は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信しております。なお、これ以降の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意いただければと思います。

それでは、議事に移ります。座長、お願いいたします。

○大竹座長 皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回も全国から140名の方が傍聴されるということで、この問題について大変関心が高いと思ひます。

これまで2回にわたって、委員の皆様方からも資料などを提出いただき議論してきました。これらを受けて、事務局のほうでお骨折りにいただき、本日のとりまとめ（案）が作成されております。本日、最後となります。そして、来月、12月21日と聞いておりますが、親委員会、専門委員会が開催されるということで、そちらに今回のとりまとめを報告書として提出いたします。委員の皆様におかれましては、こどもたちの代弁者という役割も担っていると思ひますので、この報告書がこどもたちの最善の利益に資する報告書となるよう、本日も皆さんから御意見を伺えればと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、配付資料の確認について事務局からお願ひしたいと思ひます。

○佐藤補佐 それでは、資料を確認させていただきます。

本日の資料1としまして、とりまとめ（案）をつけさせていただきます。参考資料といたしましては、2点。委員の皆様から御希望がありました、児童館の設置運営要綱、各種通知、児童館ガイドラインの対照表というものを用意させていただきますので、御確認いただければと思ひます。

不足等ございましたら、大変お手数ですけれども、メールでお知らせしている資料を御参照いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、議事の1「とりまとめ（案）」についてです。本日の進め方ですが、これまでの議論等を踏まえまして、とりまとめ（案）という形で整理していただいております。これにつきまして事務局から説明いただいた上で、とりまとめに向けて具体的な記載の仕

方について議論を頂戴したいと思います。先ほど申し上げましたように、本日が最後のワーキングとなりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、本日は、前回御指摘のあった設置運営要綱等の整合に関しても作業いただいておりますので、その内容について御報告いただいた上で、とりまとめ（案）の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○阿南専門官 事務局でございます。

まずは、参考資料2について御説明いたします。

児童館の設置運営要綱につきまして、事務次官通知、これを解釈します局長通知の全文について項目ごとの対照を行いました。その上で、児童館ガイドラインの該当箇所を抜粋し、横に並べるという作業を行っております。

また、委員の皆様からの御指摘箇所について備考に記載し、該当部分を黄色のハイライトで示しております。

併せて、現行の法令と合わないところや、説明を要すると思われる部分について注記をしております。例えば、2枚おめくりいただきまして、（4）その他では、児童福祉法第24条第1項ただし書きについて触れておりますが、現存しないため、初発時、改正後、また現行の児童福祉法を御参考までに入れております。

なお、ガイドラインにつきましては、該当箇所が複数にまたがっておりますので、抜粋し、掲載している箇所以外にも関係する文章があるかと思っております。御検討の御参考として御覧いただければと思います。

続きまして、資料1、とりまとめ（案）について御説明してまいります。

全体の構成をまず御説明いたします。1ページ目に「はじめに」がありまして、続いて、2ページ目から本論として、ワーキングの第1回目の御議論いただいた「児童館の現状と課題」を記載しております。

続いて、5ページ目から「今後の児童館のあり方」として、前回、座長から御提案のあった柱に沿って、「こどもの居場所」「ソーシャルワーク機能」「大型児童館」についてそれぞれまとめ、これらを受けた形で、13ページになりますが、「児童館の制度」について記載しております。

16ページ目の最後には「おわりに」をつけております。

17ページ目には、委員名簿と開催の経過についてまとめております。

今回、配付しました資料1の中には、議論の経過が分かるように、青字で「ワーキンググループにおける主な意見」として御発言要旨を整理しております。ワーキンググループ各回での御発言を事務局でカテゴリーごとにまとめ、とりまとめの構成に合わせて配置しております。こちらの記載については、最終的な公表資料からは落とすことを事務局としては考えておりますが、委員の皆様から御意見をいただけたらと思っております。

では、項目ごとに御説明してまいります。最初のページに戻ります。

1ページ「はじめに」でございます。

1つ目の○では、児童館の概要について、児童の権利に関する条約や児童福祉法の理念と照らし合わせて記載しております。

2つ目の○では、法令等について記載しております。

3つ目の○では、近年の社会情勢に合わせた児童館の機能・役割の強化、見直しを掲げ、4つ目の○では、それに向けた課題を記載しております。

5つ目の○では、このワーキング設置の背景にもつながりますが、こども家庭庁における、仮称ではございますが、こどもの居場所づくり指針の策定に向けて、今後の児童館の果たすべき機能・役割等について議論し、整理したことを書いております。

続きまして、2ページでございます。「1. 児童館の現状と課題」です。

1つ目から4つ目の○までは、児童館のこれまでの経過についてまとめております。箇所数、財政補助、法令等、ガイドラインについてです。

5つ目の○では、ガイドラインの効果、影響、そして課題について記載しております。

6つ目の○では、児童館の設置状況等に関する調査から御指摘のあった、児童館自体が偏在していることや認知度について触れております。

3ページに進みます。

このページ、1つ目、2つ目の○では、児童館の特性から、児童館が利用型施設であり、かつ、自由に利用できることとともに、児童館へのつながりにくさも指摘しております。

3つ目の○では、放課後児童対策との関係性について御指摘のあったことを記載しております。児童クラブの利用児童が増加している状況についてです。

続きまして、4つ目の○では、新型コロナウイルス感染症の影響によって臨時休館した児童館が行った活動の様子について、また活動が完全に停止してしまった施設の存在について触れています。

最後に、現状と課題のまとめとして、課題はありつつも、委員の御意見から、児童館には有用性があることをまとめさせていただきました。特に、遊びを通じた健全育成を行うことで、こどもの福祉増進を目指すという目的に着目した文章としております。

続きまして、5ページになります。

「2. 今後の児童館のあり方」としまして、まずはサードプレイスやアジールという御意見がありましたので、キーワードとして入れております。また、ワーキングでの論点から、御提案のあった柱立てに沿って整理することを書いております。

では、具体的な内容に移ります。

(1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化としております。

1つ目の○では、児童館の現状や求められている機能から、こどもの居場所につながることを書いております。

2つ目、3つ目の○では、近年のこどもを取り巻く環境の変化について、また特に中学生・高校生世代への支援が期待されることから、検討課題を記載しています。併せて、虐待や貧困などの課題を抱えたこどもにとって、対面あるいはSNSなどのオンラインを交えた

支援についてもつけ加えています。

このページ最後ですが、児童館が提供しているものをユニバーサルなサービスとして定義し、障害児や外国につながる子どもなども含めた全ての子どもにとって、インクルーシブな環境づくりが期待されていることを記載しております。

続いて、6ページです。

1つ目、2つ目の○では、こどもの意見の反映について、児童館ガイドラインで示されているところや権利条約との関係性、また現場での実践について触れています。そして、こども基本法で示されている、こどもの意見を政策に反映することについては、児童館にあるノウハウを横展開していくことが可能であり、さらにこの取組について力を入れることを求めています。

3つ目、4つ目の○では、中・高校生世代の活動の場、支援の場が他に少ないとの御指摘から、児童館が居場所となるよう、具体的な方策を提案しています。センター機能の配置、アウトリーチ、若者との協働などです。

5つ目は、こども食堂や学習支援のこどもの居場所に対する支援を、地域で児童館が担えるのではないかとという御意見から記載しております。

最後の○ですが、「児童館職員の意識」という委員の御指摘がありましたので、改めて児童館の機能・役割を踏まえた新たなこどもの居場所づくりへの認識について記載しております。

続いて、8ページになります。

(2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化。前回、かなり多くの御意見を頂戴したところですが、全体のバランスと合わせて整理させていただいております。

1つ目の○では、児童館ガイドラインで示している児童館の特性である3つの性質をひも解いて解説しています。

それを受けまして、2つ目の○で、ソーシャルワーク機能の充実について求められるとされています。コミュニティソーシャルワークの注釈については、現在、所委員に執筆をお願いしております。

このページ最後の○は、前回議論となりました人材についてです。現員の児童厚生員に業務負荷をかけるのではなく、また支援の方向性から鑑みて、福祉系の専門職の配置について記載しつつ、配置までの間については、現在従事している児童厚生員の資質向上や、専門性を確保した児童厚生員の配置を求めるような記載ぶりしております。

9ページでございます。

1つ目の○、冒頭にある「児童館職員」ですが、これは先ほど御説明した福祉系専門職や児童厚生員、児童館長も含めた言葉としております。ここでは、遊びがあることによって、多様な課題を発見する可能性があることを記載しております。その課題は、こどもの成長・発達における身体的・心理的・社会的課題としております。

2つ目の○では、課題の早期発見、早期対応が必要であり、相談対応のためのシステム、

つまり課題を発見した後の対応が期待されていることを書いております。

3つ目、4つ目の○では、未就園や就学前、そして就学後のこどものライフステージに合わせて、保護者との関係が切れないようにすることを求めています。また、地域での支え合いがポイントとなるため、関係機関や主任児童委員等との連携について触れています。

最後の○です。まとめとして、児童館が自治体の予防的・包括的・伴走的支援体制に組み込まれることが肝要であって、令和6年施行の改正児童福祉法で位置づけられる、地域子育て相談機関としての機能発揮を記載しております。

少し飛びまして、12ページに進みます。（3）大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化です。

上から3つ目までの○は、大型児童館の現状と課題について触れています。2つ目の○では、生活圏から離れているからこそその非日常性と記載しておりますが、委員から御指摘がありました「アジュール」につながるようにしております。また、子育て相談でも地域の児童館との使われ方の違いについて書いております。3つ目の○では、遊びのプログラムの開発・普及について、その成果をまとめています。

4つ目の○では、大型児童館を中心とした県内の児童館、あるいはこどもの居場所とのネットワーク形成や中間支援機能が発揮できるのではないかと御指摘から記載しております。

このページ最後でございますが、大型児童館同士や、県内児童館とのネットワークによって、広域災害時のこども支援をはじめとして、プログラム開発や支援者支援に大型児童館の経験が生かせることを書いています。

続きまして、13ページ、この項の最後となりますが、前回のワーキングではブロック単位という御指摘もありましたが、利用対象者が広域であることから、そのエリアの小型児童館支援も視野に入るのではないかと御記載をしております。

続いて、（4）児童館の制度についてです。

（1）居場所、（2）ソーシャルワーク、（3）大型児童館について、それぞれの視点をまとめておりましたが、これらを総合的に展開されるための制度のあり方についてまとめております。

具体的には、14ページに記載しております。

1つ目の○、現行法令において規定されている機能以上に多くのことが期待されていることから、現状に合わせた制度の見直しを将来的に見据えてはどうかと記載しております。

2つ目の○につながりますが、短期的には、児童福祉法、省令基準、設置運営要綱、局長通知、ガイドラインの整合について御指摘がありまして、それが自治体での児童館活用につながるという書きぶりしております。

また、3つ目の○、4つ目の○では、児童館の種別について、基本型、機能強化型などの機能・役割に着目した再編について記載しております。また、大型児童館についても御指摘がありましたので、書いております。

それ以降につきましては、こども家庭庁において推進する「こどもの居場所づくり」において児童館が果たすべき役割が大きいことから、多くのこどもたちに安定した居場所提供につながるよう、こどもの居場所づくり指針（仮称）と児童館ガイドラインの整合に関する検討も指摘されたことを盛り込んでいます。また、最後にありますが、こどもや保護者等の関係者からの意見を反映していくことの必要性について触れております。

16ページでございます。こちらが「おわりに」となっています。ここまでの議論をまとめまして、こども家庭庁で掲げる「こどもまんなか社会」や「こどもの居場所づくり」に児童館が寄与できることを示しております。併せて、その他の論点としていただいたものを宿題のような扱いとして記載しております。

長くなりましたが、とりまとめ（案）の説明は以上となります。

○大竹座長 ありがとうございます。

前回もお知らせしたとおり、専門委員会でのとりまとめ方法が定まっていないため、本ワーキンググループとしては、このような形で一旦まとめて提出するというようにしています。形式については、専門委員会の最終とりまとめ段階で少し変わるかもしれないことを御理解の上、進めていきたいと思っております。

それでは、委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。とりまとめ（案）について、項目ごとに区切りながら進めていきたいと思っておりますので、その都度、御質問等があればお願いしたいと思います。

それでは、まず「はじめに」ですが、いかがでしょうか。

水野さん、お願いします。

○水野委員 育成財団、水野と申します。よろしくお願ひいたします。

「はじめに」のところですが、一番最初の○印です。上から5行目「こどもの年齢・発達に応じた育成支援」という言葉がございます。それと、このページの一番下の○でございますが、上から2行目「こどもの健全育成に係る」というふうに、育成支援と健全育成という言葉が混在しているかと思っております。育成支援という言葉は、放課後児童健全育成事業のほうで、こどもたちに関わる支援を育成支援と申しておりますので、その辺りが一緒になってしまうと混在してしまうのではないかなと思っておりますので、こちらでは育成もしくは健全育成がよいかと思っております。

「はじめに」については、以上です。ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。これは、こちらで引き取ってということで進めさせていただきます。貴重な意見、ありがとうございました。

それでは、そのほか、この「はじめに」ではいかがでしょうか。これまでの経過が、私たちのワーキングの位置づけについて、しっかりと書き込まれたのではないかなと思っておりますが、委員の皆様方から何か御意見があればと思っておりますが、「はじめに」のところはよろしいでしょうか。

では、安部委員、お願いします。

○安部委員 委員長、ありがとうございます。安部です。

「はじめに」のところですけども、これまで児童館が果たしてきた役割というのは、ここでは割とさらっとした書きぶりだと思うのですけれども、このままでいいのか、もう少し加えたほうがいいのかという点です。私たちは、児童館が何をしているかが分かった前提で議論しているのですけれども、そうではない人も見ることを考えると、もう少し書き加えてもいいのかなと思いながら、今、見ていました。

○大竹座長 ありがとうございます。例えば、先生として、キーワード的に何かありますか。

○安部委員 3ページが一番最後の○のところ、「課題はありつつも」の後に書かれているようなことを、もっと頭出しをして「はじめに」のほうにも入れてしまっているのかなと思います。

○大竹座長 ありがとうございます。その意見も踏まえて、またこちらで検討させていただきたいと思います。

最後に申し上げるところなのですが、今日伺った意見は、またこちらで預からせていただいて、修正されたものについては、もう一度各委員の方々に目を通していただいて最終決定するという段取りになっていきますので、今日は御意見を伺って、こちらで預からせていただくということで進めさせていただきたいと思います。そして、具体的にもしこれがというのがあれば、そのことも添えて伝えていただくと、こちらが検討する上で参考になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。安部先生、ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また最後のところで、御意見をいただく機会を持ちたいと思いますので、次に進めさせていただきます。

「1. 児童館の現状と課題」の項目についてはいかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 水野です。

上から2つ目の○です。国の財政の補助というところですけども、一般財源化によって、児童館の認識や活用度の違いから、自治体ごとにかかる予算が違うところ、特に人材不足はこの影響が大きいと思われるという部分を少し加えていただけたらと思います。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。引き取らせていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 敷村です。よろしくお願ひいたします。

現状と課題のところ、現行のガイドラインでも触れていますので、平成30年のガイドラインの改正時に大型児童館について初めて記載されたことについては、今後、ほかでもいろいろと大型児童館のことも出ていますので、記録としてここの中に入れておいていた

だくほうがいいかなとちょっと思いますので、入れていただけたらと思います。キーワードにもなってくるかなと思います。

○大竹座長 御指摘どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。「現状と課題」については、現時点でよろしいということに進めさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

続いて、「2. 今後の児童館のあり方」、(1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化についてお願いしたいと思います。ここについてはいかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 たびたびすみません。

5 ページの一番下の○ですけれども、児童館は様々な子どもたちが自由に来館し、過ごす居場所です。「インクルーシブな環境づくりに寄与することが期待」されていますと記載がありますけれども、この環境を誰がつくり出しているのかということを確認にさせていただければと思います。児童館には、専門職である児童厚生員がいて、この環境がつけられているのではないかと考えておりますので、その部分にも触れていただけるといいかと思えます。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。働いている職員がこういった環境をつくっているのだということですね。ありがとうございます。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 すみません。先日、報道でも、たしかこども家庭庁において、いじめ相談窓口を置くというものがあつたと思うのです。場所をどこにするかみたいなことも含めてだったのですけれども、まだはっきりとどこに設置するかということが決まっていなみないで、児童館がこれまで学校とか、いろいろなところと連携しているところがありますので、こどもの地域での姿を児童館というのは、これまで見てきたと。新しく予算がつきそうなので、ここで今まで4300館ある児童館を何らか活用いただければなとちょっと思っています。

いじめ相談窓口に限らず、多分、ここから虐待や貧困や気になる子やヤングケアラーとか、そういうものにもつながっていくのではないかと考えていますし、児童館だからこそ、相談の窓口が低くなるので、そういう意味も含めて、居場所としてのところでこの間も出ていたので、そういうものを入れられたらと思います。

○大竹座長 ありがとうございます。これまでも、全国の児童館では、特にいじめも含めた、こういった子どもたちの問題にしっかりと対応できているという実績もあるというところでは、今後の機能・役割として、いじめ相談等を含めた問題に対応するということも書き込んではいかがかというご発言だったと思います。そういった役割をしっかりとやっていきますというところを明示していきたいと思えますので、こちらでも検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

水野委員、お願いします。

○水野委員 たびたびすみません。

6 ページの上から4つ目の○でございます。「思春期特有の悩みや、深刻化した課題などを発見することも期待」されていると書かれておりますけれども、この後に、できれば教師でもなく、保護者でもない、利害関係のない児童館職員との信頼関係から見つけ出すことができる。また、この役割を発揮するには・・・、のようにつなげていただけると。ほかのところにも、この利害関係のない児童館職員という記載がありましたけれども、この思春期特有のところは、まさにそういう関係性から見つけ出すことができるという部分が大きいかと思しますので、加えていただくことはいかがでしょうか。

○大竹座長 より明確になると思しますので、ありがとうございます。

○水野委員 あと、もう一点です。同じく6 ページの一番下の○の上から2行目「乳幼児から高校生まで」となっておりますが、これは多分「高校生世代」の「世代」が抜けているのかなというのが1点気になった部分でございます。

そして、もう一点、上から4行目ですが、「児童館職員」とここには記載されているのですが、ほかの部分では「児童厚生員」という記載があったり、また「職員」という記載がありますので、文脈に合わせて、「職員」であったり「児童厚生員」と分けていただくと分かりやすいのかなと思しました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。そこは精査させていただきたいと思います。適切な文言にしたいと思います。ありがとうございます。

所先生、お願いします。

○所委員 所です。よろしく願いいたします。

5 ページの下から2つ目の○で「虐待、貧困など特殊な事情」と書かれておりますけれども、現状、虐待、貧困は決して特殊な事情ではないと思うので、「特殊な」という文言は取ってもいいのかなと考えます。

○大竹座長 ありがとうございます。「虐待、貧困などの事情」ということでよろしいですか。「特殊な」という文言を削除したいと思います。

○所委員 はい。

○大竹座長 「貧困などの事情を抱えた」という文言にしてはどうかということです。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。

6 ページの一番上の○、「こどもの意見」が尊重される」のところと、その次の○、「こどもの意見を政策に反映する」のところと。先日、11月14日にこども家庭庁設立準備室が事務連絡で「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映に

ついて」を発出しています。その中のQ&Aの5番目に、「こどもの意見を聴くに当たって、ファシリテーターやサポーターのような役割が重要とのことだが、そうした人材はどのように確保すれば良いか」という問いがあります。この答えの一番最初に、「児童館や青少年センターなどで、日ごろから子どもと直接接している職員」が挙げられていました。このことから、今後、こども家庭庁がこども政策への意見反映を展開していくに当たって、児童館の児童厚生員の皆さん方が重要視されているというところがあると思いますので、この2つの○は非常に大事だなと思って見ていました。それが1点目です。

それから、もう一つ、下から2つ目の○のところですが、「合わせて、公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備や遊びのプログラムの提供、人材養成、物資仲介などの面で支援をすることも期待される」というのがありますが、支援をすることも期待されるというよりも、むしろこれらの民間の居場所づくりの拠点になるというか、もう少し強い表現でもいいのではないかと考えて見ていました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

安部先生、お願いします。

○安部委員 1つ質問し忘れました。6ページ一番下の○ですけれども、最後の部分に、「児童館職員が従来の慣例に囚われることなく、あらためて児童館の機能・役割を認識し、新たなこどもの居場所づくりに向けて取り組んでいくことが必要である」と書いてあるのですけれども、これは例えば自由来館をしていなくて、放課後児童クラブだけやっている児童館を想定しているということですか。

○阿南専門官 事務局でございます。

こちらは、従来の慣例というところですが、今、安部委員御指摘のところもあろうかと思えますし、また中学生・高校生の利用は全国的に少ない状況もございますので、自治体によっては小学生までの施設という御認識もあるようでございますので、そういったところを少し広げていくという趣旨で書かせていただきました。

以上です。

○安部委員 ありがとうございます。もともとの児童館ガイドラインに書いてあるような0～18までの子どもをトータルに見る場所なのだというところですね。

○阿南専門官 そうでございます。

○安部委員 ありがとうございます。

○大竹座長 安部先生、この表現だと何か誤解されますか。

○安部委員 いえ、きっとそうなのだろうなと思って読んでいたのですけれども、具体的に書いたほうがいいのかどうかというのは、ちょっとどうですか。ほかの委員の皆さんにもし御意見を伺えれば。

○大竹座長 私も何か言葉があったほうが良いかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 ありがとうございます。

今おっしゃったような「児童館ガイドライン」みたいな文言がちょっと入ると、ガイドラインに書いてあるようなことが児童館であるみたいな、その辺りが記載されると分かりやすいかなと、今、思いました。

以上です。ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。修文を検討します。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 すみません、敷村です。

だから、新たなというよりも、従来とか、本来的な書き方のほうがいいのかもしいかなですね。ガイドラインに書いているのですけれども、もともと本当は0～18歳までなので、新たなというよりも、改めて分かってもらうためには、従来記載しているようにみたいなほうが、もしかしたら自治体の人には響きやすいかもしれないような気もちょっとしました。だから、書き方はもうちょっと具体的にしたほうがいいのかなど、私も感じました。

○大竹座長 ありがとうございます。では、そのような意見を預らせていただいて、こちらで詰めさせていただき、皆さん方に提示したいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

そのほか、ここのこどもの居場所としての児童館の機能・役割強化はいかがでしょうか。次のところに入っていてもよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、(2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化についてお願いしたいと思います。この項目についてはいかがでしょうか。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 すみません。

これは、多分大型児童館のところで言ってもいいかなと思ったのですが、福祉専門職の配置というのは確かに期待しているところですが、地域によってはなかなか難しい場合もあると思うのです。特に地域館、小型になるとちょっと難しいかな。そういうときには、例えば大型児童館に専門職を配置するとか、センター規模の児童館に配置して、そこから各地域館を巡回するという言い方のほうが現実味はある。

余り急に負担がかかり過ぎると、例えば愛媛でも、もし予算がついても現実的に追いつかなかったりすると、それもどうかなというのがあるので、そういう意味ではセンターや大型館みたいなところがまずは担っていく。もし、そこがない場合は、小型でも手を挙げられるところはいいのですけれども、そういう形を取ってもいいのかなと思いました。

○大竹座長 ありがとうございます。前回お話ししたように、基本型、機能強化型に分けてはどうかというところをいくと、機能強化型のようなところに配置する。そこは、敷村先生がおっしゃったように、中心的なセンター的なところがほかもカバーしていくということで、全館にということとは現実的にはないだろう。そこが少し分かりやすいように表現

するということで、また検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ソーシャルワークのところは、そのほか、いかがでしょうか。

所先生、何かコメントございますか。

○所委員 記載内容につきましては、特にございません。

○大竹座長 ありがとうございます。

安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。

8ページと9ページ、今、敷村委員もおっしゃったところなのですが、8ページの3つ目の○、「ソーシャルワーク機能を実効的なものとするには、福祉系専門職の配置が期待される」のところと、9ページの一番最初の○、「児童館職員に求められるソーシャルワーク展開の基盤として位置づけるべきは、児童館における「遊び」である」。この2つの○は入れ換えたほうがいいように思います。なぜならば、土台として遊びがあることを言いたいのだと思うので、遊びのほうを先に入れてもらって、その後にソーシャルワーク機能を実効的なものにするには、職員配置の話になるのかなというのが1つです。

それと、前は福祉系専門職の配置だけじゃなくて、「福祉系専門職を配置しました。児童厚生員はその分減らしますというのはやめてほしい」という話をしたと思います。その部分に関しては、青字のところには残っていますが、本文には入っていないので、両論併記といえますか、ここはまだ検討事項であるということを書いていただけたらなと思います。

というのは、福祉的な視点が必要なのは重々承知しているのですが、例えば福祉専門職が配置される。児童館の中で子ども同士が衝突する。問題を起こす子どもがいるといった場合に、あの子、本当にいつも問題を起こすね。困った子だね。あの子はソーシャルワーカーに任せようみたいに排除されてしまっただけでは、本末転倒だと思うのです。

そうではなくて、問題を起こす子どもたちは問題に直面している。でも、うまく言葉にできないから遊びの中に出てきたり、衝突したりする。それをこれまで児童館の先生方は、遊びを通していろいろな場面に関わってきて、衝突しながらも折り合いをつけてきているのではないかなと思うのです。そういう遊びを通じた子どもとの関わりというのがまずあって、でも、その子の責任じゃなくて、周りの環境の問題として環境を変えなければいけないとなったときに、児童厚生員の専門性ではカバーし切れないところがあって、それを福祉専門職につなぐということではないでしょうか。

そこで、福祉専門職がいれば全て解決するという話ではなくて、児童厚生員がまずいて、遊びの専門性があるということを分かるような書きぶりにしてほしいです。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。前回の委員会でもお話ししたように、こういった新しい職種が入るから児童厚生員を減らすということは、私たちは全く考えていません。新しい機能として児童館が求められているというところで、そこに新しい人が入ってくると

考えています。新しいものがあるから、新しい職種が入るから児童厚生員を減らすということは、私たちのワーキングではそういったことは一切考えていないということは押さえておきたいと思います。文章についてはこちらで引き取らせていただいて、表現方法についても、また皆さんに後日提示するというのでいきたいと思っています。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

敷村委員、何かありそうですね。大丈夫ですか。お願いします。

○敷村委員 今の安部委員のことも含めてなのですけれども、児童厚生員二級、一級、一級特別、そして健全育成指導士という資格の段階がありまして、例えばその段階において、一級特別指導員以上になってくると、ソーシャルワーク的な部分の勉強というか、研修もかなり受けるようになっていきます。だから、そういう意味では、児童厚生員の中でも有資格者、資格を取っている者というのは、そこはそこで、より明確に置いて、その人はその人でソーシャルワーク的な福祉機能を担う人間として置く。そこで1つ段が上に上がるので、一般の児童厚生員を雇う。

同じことではあるのですけれども、人を配置するというのをわざわざ言わなくても、今、有資格の人間をもっと充実することによって、児童館で働く職員の意識の向上であったり、資格を持つ部分の意味合い的なものも、より明確になってくるのかなと思いますので、もしそういう部分を具体的に書けば、有資格の一級、二級、児童健全育成士みたいなところが入るのもいいかなと、ちょっと思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。引き取らせていただいて、検討させていただきます。

ソーシャルワークのところについてはいかがでしょうか。現時点ではよろしいですか。ありがとうございます。

続いて、(3)大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化について、いかがでしょうか。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 大型児童館に私、勤めておりますので。先ほども言いましたように、ガイドラインの中に入ったということは、大型児童館がかなり歓迎するところでございます。今、全国に17館ぐらいあるのですけれども、実態には幅があるのも現実で、ガイドラインの現状を追認するようにとどまっているかもしれない。これは、若干否めないところがあります。プラス、大型児童館そのものの位置づけというものは、県の主管するところによっては認識が少し変わっているかもしれないので、この次、ガイドラインを置くときにもっと具体的に改正までの議論をもう少ししていかなければいけないというのが、大型児童館のそれぞれの職員の感じるところでもあるのかなと思いますので、そこを期待しておるところでございます。

○大竹座長 ありがとうございます。

安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

先ほど2ページで水野委員が財源のことと人材不足のお話をされていたと思うのですが、敷村委員に質問なのですが、大型児童館の人材というのはどういう状況ですか。十分な状況ではないのではないかなと思うのですけれども。

○敷村委員 正直なところ、各県、自治体によって違うというのが現状ですね。例えば、愛媛の場合でも、人的にはいるのですけれども、有資格であったり、大型児童館がいろいろな機能を持って外に出ましようというときには不足しております。児童館は全てにおいてそうなのですけれども、各自治体任せというところが若干ありますので、先ほど言ったように何級以上の者を置かないといけないという確約したものがまだないのが現状なのです。そういう意味では、先ほどのソーシャルワークを担う人間であったり、例えば何級以上というところが明確になってくれば、また違うでしょうし、今回のような国レベルでの改正で数値が出ると、県のほうとしても割と動きやすいというところもあると思います。

及び、今は大型児童館も指定管理というところも出てきておりますので、そういう意味では、指定管理に出るのが悪いとは思わないので、そのときにその有資格者のものを明確にしていくという意味でも、大型児童館での人材確保になってくると思うので、今日、大型児童館の人で聞いている人もいるし、傍聴者の中でも少ないところもあるのですけれども、その辺で意識的なものを大型児童館のほうでももっとしていかなければいけないというのが現状です。

○大竹座長 安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございました。

今おっしゃっていただいたことを踏まえて、12ページの大型児童館同士のネットワーク、県内児童館とのネットワークとか、13ページの近隣の児童館、大型児童館は全国に18しかないので、近隣の児童館をブロックで見ていくことを考えたときに、県内の児童館だけをネットワーク化するのでもかなり大変なのではないかなと推察します。

そうすると、人がすごく大事なので、県内の児童館をネットワークする担当の人と、ブロック化して近県を含めた児童館をコーディネートする人を1人のように、補助金を出すということもちょっと考えて、ここに記載ができないかなと考えました。特に災害時を考えると、ネットワーク化というのは非常に重要なことだと思いますので、この辺り、あってもいいのかなというところです。

それから、先ほど敷村委員が、おっしゃったように、ソーシャルワーカーを配置するといっても、人がいない地方もあると思いますので、そういう場合に大型児童館から派遣するようなこともあるのかなと思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。今、安部委員からもあったように、先生は災害のときに児童館の調査等されておりますし、それも新しい機能として、大型というところがそ

ういった役割を担っていくこともできるのかなとも思います。そういった人材配置ということで事務局に預らせていただいて、どういう形で表現していったらいいかというのは検討させていただきたいと思っています。実現可能な形での表現の仕方をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

安部先生、お願いします。

○安部委員 すみません、1つ言い忘れました。大型児童館独自の遊びは、ここには書き込まなくていいのでしょうか。小型児童館よりダイナミックだったり、文化的だったり、芸術的だったり、大型児童館だからできる遊びがあると思うのですが、その辺りは余り書かれていないので、ここは書いたほうがいいのかとも思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。書き込みたいと思います。阿南専門官がしっかりとメモしていますので、書き込んでいきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。ここは取りあえずよろしいですか。

次に進めさせていただきます。次は、(4)児童館の制度についてということになります。ここについてはいかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 ありがとうございます。水野です。

14ページの一番上の○と2つ目の○の内容について、特に補足とかではなくて、ちょっとお伝えしたいなというところでお話しさせていただきます。この2つに書かれているように、児童館は決まったプログラムがあるわけではないからこそ、社会情勢にも柔軟に合わせてることができる場所ではないかなと思います。こどもをまんやかにすればするほど、児童館の機能は広がっていきます。後ほど参考資料2のほうで、また発言させていただきますけれども、制度の見直しをすることによって、さらに実際に児童館理解が深まれば、児童館を子育て支援とかこどもの居場所として積極的に活用することにつながっていくのではないかなと思ひまして、この上の2つの○はとても大事ななと感じました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

この制度についてはいかがでしょうか。

安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。

14ページの3つ目の○の「児童館が果たす機能・役割は拡張傾向にある」のところですが、「基本型」とか「機能強化型」という類型を再編することも今後の課題だというのに異論はないのですが、これに関してちょっと質問があります。というのは、例えば「機能強化型」の児童館となったときに、こどもたちにはどんなふうに見えるのでしょうか。こどもにとっては、別に見え方は変わらない。

○大竹座長 私の理解でいくと、基本型というのは、当然、機能強化型のところにも共通

ベースとしてありますから、こどもたちの利用についてはどちらも差はないと思っています。そこに、先ほどからいろいろ議論があるソーシャルワーク的な機能とか、新たな機能をつけ加えていく。また、中高生の居場所というところでは、地域の中にセンター的なものとか、地域の中に1つというところではいくと機能強化型となるので、こどもたちの利用については、基本型の機能という点では両方とも同様で、そんなに違いはなく、基本型にプラスアルファ、基本型に何がつくのかによって、特色化されたような機能強化ということになるのかなと思っています。

○安部委員 そうすると、機能強化型であっても、基本的には誰でも行ける？

○大竹座長 基本的には0～18ということになりますね。

○安部委員 そうですね。例えば、機能強化型の児童館というものが、こどもにとって分かる形で提示されることで、行きやすくなるのだったらいいと思うのですが、それが行きにくくなってしまったらもったいないなと思ったので、もし実際にやるときはその辺りを考える必要があるのかなと思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。例えば、開館時間について、通常だったら6時までというところだけでも、機能強化では8時まで開いていますとなると、中高生は利用しやすくなるということにはなるのかな。そんなことで、こどもたちが行きづらくなるということは避けていきたい。どちらに行っても同じようなサービスが受けられて、プラスアルファが機能強化としてあるというところで理解していきたいと思います。

安部先生、お願いします。

○安部委員 というのは、自由にふらっと、こどもだったら誰でも行けるというところがあるからこそ、相談につながったり、何らかの別の機関とつながることができたりするのだと思うのです。だから、相談室みたいなものを掲げているところだと、逆にこどもたちは行かないというのは、私たちは経験的に知っていることだと思うので、その辺りの見せ方はちょっと難しいなと思ったのが1つです。だからといって、機能強化型が悪いわけではなくて、0～18まで全てのこどもが行けるのだということを前提に、特定の機能を強化していくということは必要なのだろうなと考えています。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。貴重な御意見、また引き取らせていただいて、表現も含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、この制度のところについてはいかがでしょうか。

所先生、お願いします。

○所委員 所です。

先ほどの大型児童館のところにも関係してくるのですが、そもそもの話になってしまいますけれども、大型児童館って何だろうというところが、ちょっと見えにくいというのがあります。要は、大型児童館ですという形で、名称も含めてですけれども、日々実践さ

れているというところは少ないのではないかと思います。こどもであったり、家庭・親・保護者の方々が大型児童館に行こうという形ではなくて、あそこの楽しそうな施設というか、遊ぶところに行こうという感じで行くのが一般的なのかなと思うのですね。

その中で、ここに書かれているように、公的な性格を有するという点で、どういう点が公的な、公共性があるとか公的責任があるのかというのがちょっと分かりにくいというのがあります。大型児童館の大きな特徴としては、一般の遊園地、遊ぶ施設と比べて、利用料が非常に安くて楽しいところだと思うのですが、その辺りの記述というのが基本的に抜けているので、そういった施設特性というのもどこかで触れたほうがいいのかと考えます。一般に比べられるような遊ぶ施設、遊園地を含めた施設との差というのを意識しつつも、それにつけ加えて、小型児童館に対する支援、ネットワーク等の機能が入ってくるのかなという、感想になってしまいましたが、思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。通常の遊園地とは違って、大型というところでは、まさにこどもたちの健全育成という柱があり、そこに専門家の職員がいて、プログラムを展開しながらやっているというところは、ただ料金が安いということだけではなくて、こどもの遊びを通じた健全育成というところをしっかりと押さえた上でのものが展開されているというところが大きな違いではないか。そこを少し明らかにしていったほうがいいのかというところでしたので、これも引き取らせていただいて、表現については修文等を検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

敷村先生からどうでしょうか。

○敷村委員 所先生が言われるようなところは、確かにあるのではないかなと思います。ただ、私たち大型館自身は、科学館を持っていたりするところもあるし、それこそ博物館的機能を持っているところもあります。なので、アピールというか、例えばえひめこどもの城もそうですけれども、児童館と知らなくて来るのです。NHKなんかで紹介されるときに、愛媛のテーマパークと言われるときもよくあるのです。確かにうちは遊具的なものもいろいろあったりするので、それも否定するわけではないのですけれども、来てもらったときに、そこでこういう機能もありますとか、1つ、工作をつくるのでも、こういう職員がいて、こういう意図があつてしますとしているのです。

大型館としては、そういうことをしっかりアピールするということはすごく大切なのだろうなと思います。児童館にとってもそうなのですから、今回のことを機に、アピールとか、しっかり伝えるということは必要になってくるのかなと思いますし、こういう機能がありますよみたいなところも出していく必要は私も感じておりますので、これを機に。特に大型館はそういう部分も感じていかなければならないかなと思っています。

○大竹座長 ありがとうございます。表現については、また事務局預かりにさせていただきたいと思います。

安部先生、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

こどもの権利条約の31条、遊びの権利は、遊ぶだけじゃなくて、休息・余暇、文化的・芸術的生活への参加も入っているのですけれども、大型児童館というのは、この31条の全てを含むものではないかなと考えています。宿泊施設があったり、芸術的あるいは文化的な活動もされていると思うのです。小型館ではなかなか難しいけれども、大型だったらできるというところがあると思いますので、その点から書くというのはよいのかなと思ったのが1点です。

もう一点あります。14ページの下から2つ目の○、「こども家庭庁においては、「こどもの居場所づくり」を推進するとしている。児童館は地域において公的な性格を有するこどもの居場所として確立してきた。すべてのこどもを対象とする児童福祉施設は他にないことにくれぐれも留意した上で」のところと、一番下の「なお、「こどもの居場所づくり」において、児童館が果たす役割や期待は大きく」のところですけども、この2つの○はすごく大事だなと思いながら見ていました。

特に、児童館ガイドラインというものがある一方で、どうなるか分からないですけども、こどもの居場所づくり指針というものがこれから出てくるというところで、位置づけがどうなっていくのか。もし事務局が御存じでしたら、教えていただきたいというのが1つです。

あと、もう一つは、この居場所づくり指針をつくっていくときに、児童館とか放課後児童クラブの意見、そこにいるこどもたちとか保護者の声もしっかり受け止めてほしいなど、今、考えているところです。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。先ほど大型のところでは、こどもの権利条約31条を参考にしたらどうかという貴重な意見でした。ありがとうございました。

また、質問がありましたけれども、事務局で分かっていることはいかがですか。

○佐藤補佐 事務局でございます。

居場所の指針の関係ですが、こども家庭庁は指針の内容まで議論が進んでおらず、居場所の定義というか、そもそも居場所とはどういうものなのかという議論を始めた段階という状況だと伺っていますので、今回のワーキングによって、こういった問題があるというのを提示していくということで、今後のあり方というか、そういうところにつながっていくものと思っています。

○安部委員 ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。その中では、ガイドラインとの整合ということがありますから、1つの考えをベースにしたガイドラインというものを参考にさせていただきたいと強く思うところです。ありがとうございました。

そうすると、「おわりに」というところと、全体を通じてというところで、これまでやってきましたけれども、「おわりに」を含めた、言い残したことがあれば、皆様方から御

意見を伺いたいと思いますが、何かこのところというのがあればお話ししていただければと思います。いかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 水野です。

「おわりに」のところなのですけれども、先ほどもお話があったような内容の部分がここに書かれているのかなと思っています。上から2つ目、3つ目の○のところになりますけれども、こども家庭庁の創設やこどもの居場所づくり、それからこども基本法の議論の中では、何かしらの福祉的課題があるこどもへのターゲットアプローチがメインになっているのかなと思っています。福祉的課題が表面化されていないお子さんたちも含めて、全てのこどもの居場所として、先ほどから出ているように、ユニバーサルな環境がある児童館こそ、こどもの居場所づくりの視点として、こどもまんなか社会に求められるのではないかなと思っています。

ですので、この○の3つ目の内容については、とても強くお伝えしたいなと思っておりまして、こども家庭庁において、今お話しされたように、こどもの居場所づくり指針の策定の中に、児童館の機能とか役割について、この提言を踏まえて継続的に議論が行われるように強く希望いたします。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。全体を通してというところで。

水野先生、お願いします。

○水野委員 参考資料2のほうのお話も大丈夫でしょうか。これはその後ですか。

○大竹座長 この場で結構です。お願いします。

○水野委員 すみません。参考資料2です。このような分かりやすい資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。この中で、私も幾つか前回のワーキングのときにお伝えした内容を備考のほうに記載していただいておりますので、そこについて確認させていただきたいなと思っております。

1枚目の次官通知の種別の黄色いマーカーのところですが、指導と育成機能ということで、指導と育成という言葉がここにも記載されております。ガイドラインについても、支援とか健全育成となっておりますので、現状、指導というよりも育成ではないかなと思いますので、育成のほうがすっきりするかなと感じたので、こちらを伝えさせていただきました。

このまま続けて、大竹座長。

○大竹座長 続けてください。

○水野委員 すみません。2枚目の真ん中の黄色いマーカーの(2)対象児童というところについてです。ここに「ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児、1年～3年の少年及び」と記載されているので、昼間保護者のいない家庭というところに

については、前回も申しましたように、放課後児童健全育成事業という新しい事業としてしっかりと位置づいているので、上の「対象となる児童は、すべての児童とする」のみでよろしいのではないかなと思います。

現状としては、3歳以上は幼稚園や保育園等に就園されているお子さんがとても多くて、0歳、1歳の未就園児の乳幼児親子さんのほうが児童館の需要がとても高いのかなと思いますので、下の黄色いマーカーの部分はなくてもいいのではないかと感じました。

続きまして、裏面になります。（3）運営の真ん中辺のウ 遊びの指導というところです。こちら先ほどからお伝えしているように、現状、指導という形ではなくて、遊びは右のガイドラインのほうにも支援という書かれ方をしておりますので、こちらもしっかりするのかと感じております。

また、下のエの利用時間のところ、黄色いマーカーがついているかと思えます。こちらについては、エの（ア）一般児童の利用と集団指導の利用がと書かれているところですが、多分、グループ活動とかクラブ活動とかを限定しているのかなと思っておりますが、児童館としては、何度も申しますが、0～18歳の全ての児童を対象としているというところですので、ここは今にそぐわないかなと若干感じた箇所でございます。

続きまして、すみません、次のページのオの部分です。黄色くマーカーしてある地域社会及び関係機関等との連携というところになります。児童館は、今、地域、関係機関との連携をととても大事に取り組んでおりますのと、右側のガイドラインのところにも、このようにボリュームがありますので、内容的には問題ありませんけれども、もう少し厚く書いていただくと、より地域とつながることが大事ということが伝わりやすいかなと感じました。

また、一番下の（4）、先ほど専門官のほうからお話がありましたけれども、その他のところです。ただし書きは現存しないと専門官のほうもお話ありましたが、まだこれを根拠にして幼児の集団保育をしている児童館もあります。自治体の保育施策が充実している中で児童館が実施し続けるということは、違和感があるのかなと感じますので、子育て支援施設として位置づけになっていくような御助言があるといいのかなと感じております。

関連して、昨年度の調査研究の提言、前回、私のほうも資料としてお出しさせていただきましたが、そちらの設置運営要綱において、児童館において一般化している子育て支援、幼児タイムとか乳幼児支援を各児童館がやっておりますが、そこについての内容がもう少し厚くなるよう、見直しの検討をいただければなと思いますし、それに伴って、地域子育て相談機関として活用できるような位置づけのほうにも、ぜひ踏み込んでいただきたいなと思っております。

全体的なのですけれども、見てみますと、言葉とか内容などが現在の社会状況に合っていない部分も否めないかなと感じております。指導という言葉とか体力増進など、昭和の児童館が設置された頃、こどもを取り巻く状況が反映されているのかなと思っておりますので、社会状況に合わせた内容に今後検討して見直していただけるといいのかなと、改め

て感じた次第です。

以上です。ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。今回、このワーキングの中で、いろいろと齟齬も出てきているのではないかとこのところ、事務局に並べていただいて指摘していただいているところです。今の水野委員からの指摘についても、今後、どのように取り扱っていくかについて、また事務局で預からせていただきたいと思います。今回のワーキングの役割から次のステップになっていると思いますので、こういった齟齬が生じていることは記述されるかもしれませんが、具体的なところについては、また検討させてください。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 すみません、敷村です。

今、小型館とか大きなところにつきましては、水野委員がおっしゃっていただいたところだと思います。今回、先ほどから少し出ていますように、大型館とかセンター館の話し合いでも入ってきた部分のところも含めて、役割的なものをもう少し明確に記載できるような形があったらいいかなと思っております。設置運営要綱などでも、位置づけをもう少し明確にできるようにしていければいいかなと思っております。そうすることによって、各自治体とか、いろいろなところがガイドラインをベースに、今後、運営にしても雇入れにしても考えてくる部分が出てくると思います。

ですので、こういうことを機にすることによって考えている自治体があったら、そういうところは考慮しながら、子どもをまんやかにみたいなのが来ているからこそ、児童館はなかなかおもしろいかもしれないということがあって、考えていただけるか。愛媛の中でも、新しく建とうとしている児童館とかセンターもあります。コロナ禍の中ですけれども、5年以内に建つところもあるし、多分、ほかの自治体でもあるのではないかと思います。そういうときに、こういう後押しがあって、ガイドラインがもう少し具体的に書いておれば、せっかくつくるときに解釈の仕方を、ふわっとじゃなくて、ある程度ここはみたいなことがあればいいかなと思っていますので、今後の話し合いの中でもそういうことができていけばいいかなとちょっと考えております。

○大竹座長 ありがとうございます。貴重な御意見でした。

そのほか、いかがでしょうか。参考資料2も含め、全体を通しての振り返りで、言い残したこと、忘れたことがあれば、お伝えしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

安部先生、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

全国の児童館が建ってからかなり年月がたっていて、老朽化しているところもあると思うのですが、それをなくす場合もあるし、改修して、また新しくやる場所もある

と思います。これがどんどん出てくると思うのですが、その際にこどもの意見を聞いて一緒に考えてほしいみたいなことは、どこかに書き込めないですか。

○大竹座長 安部先生だったら、どこかありますか。

○安部委員 「おわりに」ですかね。児童館がなくなるというのは、こどもにとっては結構大きな出来事だと思うのですがけれども、建物が老朽化したから、もうなくすみたいな話じゃなくて、こどもも主体なのであれば一緒に考えたいと思うのですね。すごく大事なことでと思うのですが、全体に関わってくることなので。

○大竹座長 では、「おわりに」のところで、児童館というところをしっかりと問い続けていくことが重要であるということで書き込みをしていければということで作文したいと思います。

○大竹座長 新しく造るときもこどもの意見を聞いてほしいですし、あるいは指定管理者選定などでも、できるならばこどもの意見を聞いて一緒に考えてほしいなと思います。

以上です。

○大竹座長 では、「おわりに」のところで入ればと思います。ありがとうございます。

○安部委員 よろしくをお願いします。

○大竹座長 敷村先生、お願いします。

○敷村委員 敷村です。

その意見を聞くときに、余り児童館を使っていないのに、学校の代表とか、選定の仕方が課題だと思います。例えば、市とか自治体が主体でやるときによくあるのです。そうではなくて、これに入れられるかどうか分からないですけれども、今回もこども家庭庁主催でこどもたちの意見を聞くという部分で、現場の児童館の中でのこども会議的なもの。昔からよくあったのです。こども会議、大型館でもあったし。最近出てきているのですけれども、そういうときに、選ばれた子ではなくて、ふだん使っている子の意見というものが大切になってきて、余り使っていない子、昔使っていたではなくて、現実に使っている人たち。

そういう意味では、私たち児童館の人間がそういうところをアピールしていかなければいけないし、人を集められますよとはいかないですけれども、そういうところは考えていかないと、せっかく御意見を聞くときに、ちょっと違うところからの意見。例えば、保護者にしてもそうですけれども、何かの役員の人がいつも意見を言っている。私たちもあるかもしれないですけれども、そういうのではなくて、本当の現場の意見を聞くというのを、書ける、書けないは別ですけれども、ちょっと意識しておかないと、そういう場所を今後するときには、多分、今日傍聴している方も多いですけれども、そういうことを児童館の中でアピールを各自治体でしていく必要もあるかな。及び、今回の委員会の中でも言える部分があればすごくいいのかなと感じております。

○安部委員 当事者であるこどもということですね。

○敷村委員 当事者です。だから、今のこどもたちの意見。使っていた中高生でもいいの

ですけれども、本当に使っていた子の意見。だから、使っていたからこそよかったとか。使っていた子が大人になってからでもいいのです。そういう意見を聞かないといけないかな。実際に聞くとそういう子は多いので。

○大竹座長 そういったこどもたちの意見については、意見聴取のときにそういった配慮が必要だというところで、当事者の声というところも少し書き込めればと思います。

また、今回は傍聴されている方も全国で140名ぐらいいらっしゃいますので、そういった敷村委員の声もしっかりと受け止めていただいて、現場でそういった活動をしていただければと思います。

水野委員、手が挙がりましたね。お願いします。

○水野委員 すみません、今、安部委員のおっしゃった児童館の設置とかにこどもの意見の反映というところでは、先ほどのこどもの居場所としての児童館機能・役割の強化という部分の中に「こどもたちが児童館設置や運営に関わる例は全国で増えており、自治体としてもこどもの意見を聞く体制や機会を大事にしている」という記載があるので、ここをもう少し膨らませていただいたり、児童館をなくすというお話も、こどもの居場所としての児童館の機能はとても大事だよという部分も含めて、こどもたちの意見として反映していただきたいという部分をここに少し盛り込むことはできないかなと、今、見て思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

所先生、お願いします。

○所委員 所です。

参考資料2のほうで1点ですが、2枚目の一番下、3 設備及び運営の設備のところ、次官通知とガイドラインの整合性という点で1点、意見という形で述べさせていただきます。次官通知の(1)設備、アのところで「建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室」という形で書かれているのに対して、ガイドラインでは、(1)「集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室」云々で「必要に応じて、以下の設備」と書かれているのですね。これまでソーシャルワーク機能の議論をさせていただいた中で、相談室の扱いが、次官通知では「必要に応じて相談室を設ける」なのに対して、ガイドラインは、相談室は前提で、必要に応じて、そのほかマル1～マル3という形になっています。

ガイドラインを作成する過程でどうであったかは、よく存じ上げませんが、ソーシャルワーク機能のニュアンスを含めた形で、相談室は設備の面では前提として必要だねというのがどこかで議論されたのかなと、ちょっと思うのですね。ただ、昨年21年の実態調査の中では、相談室を設けている小型児童館は回答の中の14.3%で337館、児童センターに関しては17.0%で176館、合わせて500館ぐらいです。ソーシャルワーク機能を高めていくという上では、相談室の存在はかなり重要というか、ポイントになるのかなと思うの

です。

もともと児童館においては、気づきの場という意味合いで、いわゆる生活場面面接、遊びあるいは活動の何気ない時間の中で、こどもたちの悩みとか不安を聞く中で気づく。そこから始まるというところだと思うのですが、実際に全国500館の小型児童館、児童センターのうち相談室を設けているところが、どんなふうにもその相談室を活用しているのか、使っているのか、誰が対応しているのかという実態をきちんと調べていく、明らかにしていくことが、実際に児童館にソーシャルワーク機能を高めていくという上では、かなり必要なのかなということを、この文言からちょっと考えさせていただきました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。貴重な御指摘だと思います。また今後のところで検討できればと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

一番最初に申し上げましたように、今日、またいろいろな御意見がありました。それを受けて、今後、事務局とやり取りさせていただいて、先生方には修正したものをもう一度見ていただくという段取りになります。今日のところは、いただいた御意見でよろしいですか。この場で、今、これがというのがあればお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。本日は、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、各委員には、修正したものについてメール等でお送りしますので、確認していただきたいと思います。12月21日が専門委員会ということになっておりますので、時間がありませんが、皆様にはチェックしていただいて、また御意見いただければと思います。御協力いただければと思います。

その後、事務局と調整しまして、最終的なところでは、座長の私のほうに一任ということでもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、今回の会議でワーキングは終了となりますので、これまでの御議論を踏まえて、委員の皆様から一言ずつ感想や御意見をいただければと思います。五十音順で各委員からいただければと思います。安部先生、いつも初めになります。いかがでしょうか。安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

大竹座長が最初におっしゃっていたように、傍聴が140以上ということで、これだけ多くの傍聴の方がいらっしゃっているということは、児童館行政がこれからこども家庭庁に移管されることへの期待と不安がたくさんあるのかなと思いながら参加させていただきました。特に、ソーシャルワークとかアウトリーチとか、いろいろな片仮名の言葉が出てきて、さらに不安をあおっているかもしれないと感じています。

私は、震災や水害後の被災地域で児童館の先生方にヒアリング調査をさせていただいたときに、場所も全然違うし、災害も違うのに、ヒアリングした先の方たちが同じようなことをおっしゃるなというのがずっと気になっていました。というのは、実際に児童館を利用されている親御さんとか子どもたちが、災害後、「児童館がそこにあってよかった」、「児童館が開いてよかった」ということを口にするのです。

災害があって、すごく大変だったときでも、いつもと同じように自分を迎え入れてくれて、あるいは子どもを受け止めてくれて、そこで思い切り遊べて楽しそうに子どもたちが帰っていくということを経験されている方たちから、児童館があることが、開いていることが、それが本当にありがたかったという言葉をよく伺います。

これは、全国の先生方が丁寧に子どもたちと向き合っていらっしゃる証拠ではないかなと思っています。ソーシャルワーク機能とかアウトリーチと言われると、不安になる方がいらっしゃるかなと思うのですけれども、大事なことは、子どもの声を聞いて、子どもとともに、最初に大竹座長がおっしゃった、子どもの最善の利益に資する児童館は何なのかということを考えていくことではないかなと思っています。

子どもたちを取り巻く状況がなかなか厳しい中で、子どもに接する大人も、子どもをサポートする大人に向けられるまなざしもなかなか厳しいかなと思うのですけれども、児童館があることで支えられている子どもたち、あるいは親御さんは多いと思いますので、これから子ども家庭庁に移っていきますが、一緒に頑張っていけたらいいなと感じてワーキングに参加させていただいていました。

以上です。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

続いて、敷村委員、お願いいたします。

○敷村委員 敷村です。ありがとうございます。

今回のワーキンググループに参加させていただいて、私もずっと現場をしてきた人間で、今は館長という形でさせていただいているのですが、児童館の役割的なものをいま一度、しっかり話し合う委員の方々とできて、傍聴の方も本当によくさせていただいて、改めて課題もしっかり見えてきたのではないかなと思っています。いい意味でも悪い意味でもです。なので、現場の人間としては、いま一度気を引き締めて、もっとアピールしていくことも必要だろう。そういうことを今回、かなり感じましたし、例えば文字に起こして、しっかり議論ができたということは大変ありがたかったと思います。

だからこそ、今後、この話し合いがここで終わるのではなくて、子ども家庭庁に移って、逆にもっと明確に予算組みであったり、いろいろな細かいところが出てくると思うのです。そのときに私たち児童館、児童厚生員の人間は、先ほども出たように、現場に一番近いところにいる人間なので、その現場の子どもたちの声、保護者の声をしっかり聞いて、それを、今まではそうだねと言っていたものをきちんと自分たちの声で、こういう場所とか、言えるところで挙げていくというのは、私たちの少し苦手だった部分なので、そこをしっ

かりやっっていくということを改めて私は感じました。

自分自身の反省とか今後のことだと思っているのですが、こういう形で委員の皆さんと一緒に話ができたと、私にとっては大変いい機会だったと思いますので、今後、これをまた生かしていきたいなと思っていますし、傍聴している児童厚生員の人間が多分いっぱいおりますので、その人たちともう一度話をしながら、前を向きながらしていきたいなと思っています。ありがとうございました。

○大竹座長 ありがとうございました。

それでは、所先生、お願いします。

○所委員 ありがとうございました。

25年以上前に、私、大学院生のときに論文で「健全育成から成育支援へ」というのを書いたことがあるのですが、当時、25年ぐらい前というと虐待が非常に大きな社会問題になっていく段階で、そのときに児童館という存在を知りました。当時、児童館が健全育成のための施設ということで、じゃ、健全育成とは何か、健全育成施策を歴史的なところからひも解いてみようというところから研究を進めていきました。

そのときわかったのは、大人がつくったこども像に、こどもをいかに当てはめていくか、適合させるかというのが健全育成の一側面としてあり、それが長く施策の歴史の中にあつたということです。当然ながら、それは時代にそぐわないものになっているということで、今で言うこどもの最善の利益をいかに図るかという観点から展開すべき健全育成施策を成育支援という言葉で表しました。こどもの育ちをいかに支援するかという視点が大事だなと、当時、思っていました。

成育支援というのは、こどもが育つ環境をいかに整えていくかということにも通じますので、今日まで児童館の役割というものが、時代、時代に即した形ではありますけれども、非常に重要であるというのを、改めてこのワーキングの中で実感させていただきました。本当にありがとうございました。

○大竹座長 ありがとうございました。

では、水野委員、お願いします。

○水野委員 ありがとうございました。

改めて、今まで児童館が大事にしてやってきたこととか、こどもとの関わりなどがまさに間違っていなかったなということを、話を通してとても感じました。また、この児童館というところをメインにさせていただいてワーキングを開催していただけたこと、そしてまたここに参加させていただけたことに感謝いたします。ありがとうございます。

放課後児童対策となると、放課後児童健全育成事業、学童のほうの話が比較的中心になる中、こども全てを対象にした児童館について、このように深く議論できたことは、今後、児童館の位置づけにもつながることを期待していきたいなと思っています。また、このことについては、安部先生とともに、親会であります放課後児童対策に関する専門委員会のほうにしっかりとお伝えして、御報告してまいりたいと思います。ありがとうございました。

した。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

では、私のほうから最後に一言申し上げたいと思います。この会議の最初の頃に話したと思いますけれども、私自身が40年ぐらい前に大学で児童福祉論という科目を学んだときには、この児童館とか児童厚生施設というところは、授業の中ではほとんど触れられていなかったのではないかと。私自身も専門とするところは要保護児童ということで、児童養護施設のほうを中心にずっとやってきました。そして、児童館に関わってきたのは15年ぐらい前からだと思います。

その前の私自身の個人的なところで言えば、娘がもう28になりますが、娘の小学校のPTA活動をしたときに、今まで要保護児童に関わってきたけれども、一般のこどもたちの育ちにもいろいろな課題があるなというところで、健全育成ということに関心を持ちました。そこに児童館というところが児童福祉施設の中にある。昭和22年の児童福祉法がつけられたときの戦後の混乱期、9つの種別の中に児童厚生施設が位置づいた。まさに戦後の混乱期の中であって、未来を担うこどもたちをそこでどう育てていかなければいけないかというところでは、遊びを中心にした児童遊園とか児童館というところが戦後間もなくのところではあった。

それが水野委員からもあったように、時代とともに、こどもたちの状況、社会情勢が大きく変わってきた。まさにこどもの虐待や貧困や不登校やいじめという問題、そしてヤングケアラー、こどもの自殺というような、こどもたちを取り巻く環境も大きく変わる中で、こどもたちもいろいろな環境の変化の中でつらい思いをしている。生きづらさを感じているこどもたちがそこに出てきていると思っています。そして、制度的には、こどもの権利条約に批准し、児童福祉法の改正の中でその精神にのっとりということが入り、今回はこども基本法ということで、こどもの基本となる法律がつけられていくということで、こどもを中心としたものに変わってきた。

そういう中であって、児童館が七十数年たって、これまでほとんど日の目を浴びてこなくて、その中でも実践を粛々とやられてきた。そして、社会の中で求められる機能を児童館が担ってきた。しかし、その一方ではもう限界に来ている。これも、これもというところを期待され、何とか一生懸命頑張ってきたけれども、現状のままでは限界に来ている。そういう中であって、今回の児童館の在り方、そしてこどもの居場所としての機能が児童福祉施設としての児童館にあるのではないかという議論にあっては、すでに限界に来ているところにまた新たな機能が児童館に付加されていくという状況になっている。

というところで、児童館として私たちの提言の中にもそういったプラスアルファのところを検討してほしいというところで光が当てられて、児童館が地域の中であって、こどもたちにとって必要不可欠な施設というところを、また改めて社会に問うていきたい。そして、そういった職員の方々がプライドを持った職場となれるような支援が、この私たちの議論を通してサポートできればいいかなと思っています。

そういった意味では、これから修文して先生方にも見ていただいて、最終的にこちらに一任ということになりますけれども、こういったものを踏まえながら、専門委員会の安部先生と水野先生のほうにお渡ししながら、そこでまたこの議論を踏まえた上で、親委員会ですっきりとやっていただければと思っています。

そして、青字で書いた意見等については、事務局とも相談しているところでは、専門委員会の委員の方々には、ワーキンググループでどういう意見があったのかを見ていただいたほうがいいのではないかと考えています。ただ、正式な文書としては、青字の意見のところは削除していただいて外に出していただくという形をお願いしたいと思います。そのような取扱いをさせていただきたいと考えていますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、議事の2「その他」ということで、事務局より何かございますでしょうか。

○佐藤補佐 特にございません。

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの手順で最終的な作業を進めることにいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、とりまとめの内容について、前回は御案内のとおり、12月に開催される第14回専門委員会で、安部委員、水野委員から御報告をお願いしたいと思います。

それでは、予定していました議事は以上でございます。ありがとうございます。

○里平子育て支援課長 では、最後、一言だけ。

委員の皆様、御議論、本当にありがとうございました。熱い思いが伝わってきました。特に、今日は皆さん、いろいろ重要な話を。

それと、私も昔、事業費を一般財源化したときに若干携わっていたりしまして、その当時、ネットワーク事業とか大型児童館とか、そういうのも児童館に対して、本当はいろいろあったのです。それがどんどん時がたつにつれてすたれてきて、確かに一般財源化したことが大きな要因かもしれません。そういう中で、また居場所という形で、来年以降、議論される中で、児童館が重要な位置づけとして議論の中にどんどん入っていくと考えております。こども家庭庁に行ったとしても、今後とも御協力、よろしくお願いいたします。

とりまとめの内容につきましては、専門委員会の議論と併せまして公表していきたいと考えております。その際には、委員の皆様にお知らせいたしますので、お待ちください。

児童館は、先ほども言いましたけれども、こどもの居場所として、今後ますます期待されることになると思っています。今回の議論をこども家庭庁にしっかりと引き継いでいきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

これにて閉会といたします。3回にわたって、本当にありがとうございました。お疲れ

さまでした。